

健康活力社会の形成の促進のための女性の健康 の包括的支援に関する法律骨子案

第1 目的

国民の諸活動の基盤となる国民の健康の増進に関し、女性の健康に係る①その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策の重要性、②女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策の必要性、③女性の健康に関する調査研究の推進と成果の普及・活用の必要性等に鑑み、**女性の健康の包括的支援**(女性の健康の一層の増進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援すること)に関する施策を総合的に推進することにより、国民の健康の一層の増進を図り、**健康活力社会**(国民一人一人がその健康を保持しつつ、社会の各分野における活動への参画を通じ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会)の形成の促進に資することを法律の目的とする。

第2 女性の健康の包括的支援に関する基本理念

- (1) 長期的・継続的・総合的な視点に立って女性の健康の増進を生涯にわたり支援していくことの重要性を踏まえ、幼児期も含む人生の各段階における女性の心身の状態、その変化等に応じて、適切・効果的な支援が行われること。
- (2) 社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた必要な支援が行われること。
- (3) 女性が心身の状態・変化等を自覚しつつ健康の保持増進等に主体的に判断して取り組むことを基本とし、そのための社会的環境の整備が図られること。
- (4) 健康活力社会の形成の促進のため、女性が健康を保持しつつ社会の各分野における活動に参画できる環境の整備が図られること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進の観点に立ちつつ、保健、医療、福祉、教育、労働等の関連施策の有機的な連携が図られ、総合的に支援が行われること。

第3 国及び地方公共団体の責務

国は、健康活力社会の形成の促進の観点から女性の健康の包括的支援に関する施策を策定・実施する責務、地方公共団体は、国との連携を図りつつその地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する。その他、健康活力社会の形成の促進のため、男性の健康の支援も含めた総合的な施策の推進に努める。

第4 女性の健康週間

国民の間に広く女性の健康の包括的支援に関する関心と理解を深めるため、3月3日から9日までを期間とする女性の健康週間を設ける。

第5 財政上の措置等

国は、施策の推進のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。

第6 国及び地方公共団体の基本的施策

1 教育の推進等

女性の健康の包括的支援に関する教育の推進、広報活動等を通じた知識の普及啓発、女性の健康の増進に関する社会的取組の促進のために必要な施策を講ずる。

2 女性の多様・特別な需要等に応じた保健医療サービスの確保

女性の保健医療に関する多様・特別な需要等に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるよう、その心身の特性に応じた医療の確保と専門的・総合的提供体制の整備等保健医療サービスの提供体制の充実のための施策を講ずる。

3 職業生活を営む女性の健康の増進

女性労働者の母性保護や母性の健康管理の制度の周知、女性労働者の健康の増進のための取組を行う事業者に対する支援等の施策を講ずる。

4 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

出産に必要な医療の提供施設の減少・不足、妊娠・出産・育児への不安等の解消の必要性等の諸状況に鑑み、安心して子どもを産み育てることができるよう、医療提供施設の確保や施設情報の提供、妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を行う体制の整備等の施策を講ずる。

5 生活上の困難を有する女性に係る支援

貧困その他の生活上の困難を有する女性が安定した生活を営み、その健康の保持増進を図ることができるよう、その状況等に応じた適切・効果的な支援に必要な施策を講ずる。

6 女性に対する暴力の被害者に係る支援

女性に対する暴力の被害者の心身の健康の回復等の支援を適切・円滑に行うため、体制の整備、保健・医療・福祉等に関する関係機関・関係団体相互の連携の確保等の施策を講ずる。

7 地域における社会活動等への参加

女性の健康の増進を通じた活力ある地域社会の形成促進のため、女性が年齢にかかわらず地域における社会活動等に参加できるよう、必要な施策を講ずる。

8 スポーツを通じた女性の健康の増進

女性の心身の特性に配慮しつつスポーツを通じて健康の増進を図ることができるよう、女性のスポーツ活動への参加促進のための環境整備、女性スポーツ選手に特有の健康上の課題に対応した支援等の施策を講ずる。

9 情報の収集提供体制・相談体制の整備

女性の健康の増進に関する情報の収集・提供体制の整備、各種の相談・助言・

指導を受けることができる体制の整備等のための施策を講ずる。

10 女性の健康に関する調査研究の推進等

女性の健康に影響を及ぼす社会的要因、女性の心身の特性に応じた保健医療の在り方、健康活力社会における女性の健康の保持増進の在り方等の調査研究の推進と成果の普及活用の促進のために必要な施策を講ずる。

11 人材の確保等

女性の健康の包括的支援に必要な保健・医療・福祉・教育等に係る人材の確保・養成・資質の向上が図られるよう、大学等における教育の充実、研修の実施等の施策を講ずる。

12 連携の強化

医療機関、教育機関、関係団体等の関係者との連携強化に必要な施策を講ずる。

13 国際的な動向及び連携についての配慮

女性の健康の増進とその支援に係る国際的な動向及び連携について配慮する。

第7 基本方針等

- 1 政府は、基本的施策等の推進を図るための基本方針を定めるものとし、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成して閣議決定を求め、閣議決定があったときは、遅滞なく基本方針を公表する。
- 2 都道府県は、基本方針を勘案し、かつ、地域の状況に応じて、基本的施策等の推進に関する方針その他の基本的事項を定めるよう努める。
- 3 政府は、施策の実施の状況等について、適時かつ適切な方法により、公表する。

第8 推進体制の整備

- 1 政府は、内閣府、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、女性の健康の包括的支援の総合的・一体的・効果的な推進を図るため、女性の健康包括的支援推進会議を設ける。また、調整に際しその意見を聴くため、女性の健康に係る保健医療業務の従事者、支援活動者、関係団体の代表者及び学識経験者で構成する女性の健康包括的支援関係者会議を設ける。
- 2 政府は、健康活力社会の形成の促進の観点から女性の健康の包括的支援に関する施策を講ずるにつき、必要な組織の整備を図る。

第9 その他

- 1 法律は、公布の日から起算して6月の範囲内で政令で定める日から施行する。
- 2 法律の規定について、施行後5年を目途として、法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 女性に関する施策を総合的・一体的に推進するための行政組織の在り方について、今後検討が加えられ、その結果に基づき必要な施策が講ぜられるものとする。